

## 富津市赤ちゃん休憩室登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内において気軽に授乳、おむつ替え等ができる施設を登録し、広く市民に周知することにより、乳幼児を抱える家族が安心して外出できる環境を整え、もって子育てしやすいまちづくりの推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「赤ちゃん休憩室」とは、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす施設をいう。

(1) 次のいずれかに掲げる休憩のための設備等（以下「休憩設備等」という。）を備えていること。

ア 授乳ができる場として、パーテーション、カーテン、つい立て等の仕切りが設けられている場所を備えていること。

イ おむつ替えができる場として、ベビーシート、ベビーベッド等が設けられている場所を備えていること。

ウ 調乳用のお湯（水道水、水道法に基づく水質基準に適合することが確認されている自家用井戸等の水又は調製粉乳の調整用として推奨される、容器包装に充填し、密栓若しくは密封した水のいずれかを沸騰させたお湯で、70℃以上に保ったものをいう。）を提供することができる設備を備えていること又はこれに代わる代替措置を講じることができること。

エ 施設内のトイレにベビーチェアを備えていること。

(2) 市内の公共的施設、商業施設その他不特定多数の人が利用することのできる施設であること。

(3) 施設の本来の用途での利用の有無にかかわらず、利用者が無料で、かつ、施設の開設時間中はいつでも利用することができるものであること。

### (登録)

第3条 赤ちゃん休憩室として登録しようとする者（以下「申請者」という。）は、赤ちゃん休憩室登録申請書（別記第1号様式）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、申請のあった施設の現地調査を行い、赤ちゃん休憩室の登録の適否を決定し、赤ちゃん休憩室登録（不登録）決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設は登録しないものとする。

(1) 青少年の健全な育成を妨げる施設（18歳未満の利用が禁じられている施設）

(2) 反社会的組織の統制下にある法人等が運営する施設

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が登録に不適切と判断した施設

（ステッカーの交付等）

第4条 市長は、前条第2項の規定により赤ちゃん休憩室の登録の決定を通知した者

（以下「登録者」という。）に対し、登録ステッカー（以下「ステッカー」という。）

を交付するものとする。

2 登録者は、赤ちゃん休憩室に登録された施設（以下「登録施設」という。）の利用者の目につきやすい場所にステッカーを掲示するものとする。

（変更の届出）

第5条 登録者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに赤ちゃん休憩室登録変更届（別記第3号様式）により、市長に届け出るものとする。

（廃止の届出）

第6条 登録者は、登録を廃止しようとするとき又は第2条各号に掲げる要件を満たさなくなったときは、速やかに赤ちゃん休憩室登録廃止届（別記第4号様式）により、市長に届け出るとともに、ステッカーを返却するものとする。

（登録の取消し）

第7条 市長は、登録施設が第2条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき又は登録施設として適当でないと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

（休憩設備等の管理等）

第8条 登録者は、休憩設備等の管理について、定期的に清掃、点検等を行い、清潔の保持及び適切な管理をしなければならない。

2 市長は、登録施設の休憩設備等の管理状況に関して、必要に応じて調査し、又は登録者に報告を求めることができる。

（登録施設の公表）

第9条 市長は、第3条第2項による登録の決定をしたときは、当該登録施設の所在地、名称等を、市のホームページ、刊行物等で公表し、広く市民に周知するものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。